定　　款

株式会社　オプティム

定　　款

第　1　章　　総　　則

（商　　号）

第１条　　当会社は、「株式会社オプティム」と称し、英文では「OPTiM CORPORATION」と表示する。

（目　　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）ソフトウェアの開発、販売、コンサルティング

（２）コンピュータならびに関連機器の賃貸及び導入指導業

（３）インターネットによる情報提供業務

（４）インターネットによる情報処理業務

（５）インターネットによる提供情報の企画・立案・制作

（６）市場調査、広告、宣伝に関する業務

（７）データ通信システムに関わる装置の開発及び保守の受託、販売ならびに賃貸

（８）地図データーベース、その他データーベースの作成・販売、コンピュータによる処理業務

（９）教育出版物の企画、製作、販売及び通信メディアによる学習指導

(10) マルチメディアの研究・開発・コンサルタント業務

(11) イベント企画業

(12) セールスプロモーションの企画、立案

(13) 電気通信事業法に定める電気通信事業

(14) 移動体通信事業に関する調査研究の受託

(15) インターネットを利用した通信販売業

(16) IoT 機器の仕入、製造、販売ならびに賃貸

(17) IoT 機器と AI を使用した業務の改善・効率化等のコンサルティングならびにクラウドサービスの提供

(18) ドローンの仕入、製造、販売ならびに賃貸

(19) 医療機器の製造、仕入、販売ならびに賃貸

(20) 農作物の仕入、販売

(21) 水産物の仕入、販売

(22) 林業

(23) 農薬ならびに肥料の仕入れならびに販売

(24) 前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を佐賀県佐賀市に置く。

（機　　関）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、195,712,000 株とする。

（自己株の取得）

第７条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章　株 主 総 会

（株主総会の招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2　代表取締役に欠員又は事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 17 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてこれを議事録に記載又は記録する。

（電子提供措置等）

第 18 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章　取 締 役 及 び 取 締 役 会

（員　　数）

第 19 条　当会社の取締役は、７名以内とする。

（選任方法）

第 20 条　取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

2　代表取締役に欠員又は事故がある時は、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 26 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 28 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める損害賠償責任の限度は、同法第 425 条で定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（員　　数）

第 30 条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第 31 条　監査役は、株主総会において選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

（任　　期）

第 32 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 33 条　監査役会の決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 34 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 35 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 36 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第 37 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか監査役会において定める「監査役会規程」による。

（報酬等）

第 38 条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 39 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める損害賠償責任の限度は、同法第 425 条で定める最低責任限度額とする。

第 6 章　会計監査人

（選任方法）

第 40 条　　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　　期）

第 41 条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章　　計　　算

（事業年度）

第 42 条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 43 条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 44 条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 45 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

付　　則

１．本規程は、2008 年６月 25 日より改定実施する。
２．本規程は、2010 年６月 29 日より改定実施する。
３．本規程は、2010 年 11 月 18 日より改定実施する。
４．本規程は、2013 年９月 26 日より改定実施する。
５．本規程は、2014 年８月 13 日より改定実施する。
６．本規程は、2015 年２月 24 日より改定実施する。

７．本規程は、2015 年６月 25 日より改定実施する。
８．本規程は、2017 年４月１日より改定実施する。
９．本規程は、2018 年６月 28 日より改定実施する。
10．本規程は、2019 年４月１日より改定実施する。
11．本規程は、2019 年６月 27 日より改定実施する。
12．本規程は、2020 年４月１日より改定実施する。
13．本規程は、2022 年６月 29 日より改定実施する。